

株式会社シーヴィテック北海道 女性活躍推進法行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることで女性従業員が働きやすい環境を作り、その能力を十分に発揮できるようにすることを目的とし、次のように行動計画を策定する。

記

1. 計画期間 令和2年4月1日 ～ 令和5年3月31日までの3年0ヵ月間
2. 内容

目標1：男性の育休取得推進活動として制度の周知や情報提供を行い周知率を3年で全体の90%まで引きあげる。

<対策>

- 令和2年4月～ 会社内の諸制度の周知率を調査する。
- 令和3年2月～ ポスター等で制度を掲示し周知
- 令和5年2月～ 再度アンケートにて周知率を調査

目標2：時間外労働時間を3年間で2019年度比3%削減を目指す

<対策>

- 令和2年4月～ 各職場ごとの残業時間・原因把握。
- 令和3年1月～ トップ層(社長・部長)からの是正メッセージを発信
(社報・掲示・昼に放送など)
- 令和3年4月～ 各職場ごとに低減目標、対策の公表
- 令和5年3月 2019年度比3%削減達成

目標3：女性の管理職登用に向け、管理職・女性従業員双方の意識を向上する取り組みを2件実施する。

<対策>

- 令和2年4月～ 管理職・女性従業員へのアンケートを通じた現状把握
- 令和3年4月～ 管理職を対象とした女性活躍推進研修等の取り組みを実施
- 令和4年4月～ 女性従業員を対象とした女性活躍推進研修等の取り組みを実施

以 上